

(別紙：ご意見記入用紙)

函南町建設経済部 都市計画課 行き
函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電施設との
調和に関する条例(案)に関するご意見

ふりがな 氏名	かぶしきかいしゃとーえねっく えねるぎーじぎょうぶ 株式会社トーエネック エネルギー事業部		
住所	〒455-0011 愛知県名古屋市港区千年 3-1-32 (発電所：静岡県田方郡函南町軽井沢薪林山 340-1 他)		
連絡先	電話	052-659-1119	FAX 052-659-1141
	Email	[Redacted]	
意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度末に県が策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」では、太陽光を「新エネルギー導入拡大の原動力として、引き続き導入の拡大を図る」とし、2020年度末時点で200万kWを導入目標としている。本条例の制定は、県が進めている新エネルギーの拡大方針との間に不一致があるのでないか。 ・平成30年12月定例会で町長が、「住民とのトラブルや景観上のことや、それから第二次災害の誘発をする、そういうことは必ず避けていかなきゃならないというのは言うまでもない話なんです。そういうものを、今ある土地利用対策部会であるとか県の森林法、林地許可のものによるとか、そういうもので規制をしていこう」と述べているとおり、森林法等の既存法令および静岡県太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン検討会が策定したモデルガイドラインに従って事業を実施すれば、条例にて企図している目的は達成できるはずであり、あらためて条例を制定する意味が不明瞭である。 ・素案の「稼働状況等に関する報告」において「稼働状況及び使用済み設備の撤去、処分費用の積み立て状況について、翌年度の4月末までに町長に報告しなければならないこととします。」とあるが、事業者が設備を適切に維持管理することはともかくとして、太陽光の稼働状況等についてまで報告させる意味が不明瞭である。 		

※氏名や住所などの個人情報、ご意見を確認する場合のみ使用し、他の用途には使用いたしません。

※ご住所が町内ではない方は、町内の勤務地のご住所をご記入してください。